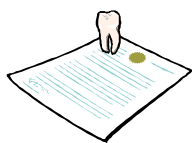


国民健康保険・介護保険料の支払方法について整理してみました。

	国民健康保険	介護保険
	医療分	後期高齢者支援金分 介護料
① 40歳未満	普通徴収	
② 40歳から64歳まで (介護保険第2号被保険者)	一つの国保として普通徴収	
③ 65歳以上 (介護保険第1号被保険者)	普通徴収	年金から特別徴収
	世帯全員が65歳以上74歳以下であるときは、年金からの特別徴収。	年金が18万円未満のときは普通徴収



国民健康保険料と介護保険料の合計金額が年金額の1/2を超えるときは、普通徴収になる。

65歳になった年は、後も、一定期間は普通徴収

従来より確実に口座振替で納付されている世帯については、普通徴収。

特別徴収  
4月、6月、8月一仮徴収  
10月、12月、2月一本徴収

普通徴収とは課税する側の表現で、払う方からすると預金からの振替現金納付のことです。

7月に年度保険料を算定し、精算

以上のため、下記のようなことが起こります。

**保険料が増額**  
増額分は普通徴収

特別徴収とは払う方からすると年金からの天引きのことをいいます。

**保険料が減額**  
特別徴収は停止し普通徴収になります。

**年度途中完納のときは**  
翌年度前半は、普通徴収。

④ 75歳以上	後期高齢者保険	介護保険
	年金から特別徴収	
	年金が18万円未満については普通徴収 保険料が年金の半分を超えるときは、普通徴収	

65歳以上で、寝たきりなどの一定の要件に該当する人も④に該当する場合があります。